

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長様

届出者 住所  
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更  
建築物の建築又は工作物の建設  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更  
木材の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 袖ヶ浦市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区画の面積			m <sup>2</sup>	
(2) 建築物 の建築又 は工作物 の建設 設計の 概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計	
		(i) 敷地面積			
		(ii) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(iii) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	(iv) 高さ	(v) 用途			
地盤面から	m				
(vi) 意匠 (広告物の有無および屋根、外壁の色等)	(vii) かき又はさくの構造				
(3) 建築物 等の用途 の変更	(イ) 変更部分の延面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	m <sup>2</sup>				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				

住所			
氏名等		電話番号	

(様式第1号の裏面)

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項を記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行うときは、一の届出書によることができる。
- 5 この届出書及び建築物等計画概要書(様式第2号)、次の添付図面各2部を、当該行為に着手する日の30日前までに、都市整備課へ提出してください。

届出をする行為	必要書類	
	内容	縮尺
土地の区画形質の変更	行為を行なう区域、区域内と区域周辺の公共施設を表示する図面	1/1,000以上
	設計図	1/100以上
	位置図	1/2,500
	配置図	1/100以上
	各階平面図(建築物の場合)	1/50以上 ※
	立面図(2面以上)	1/50以上 ※
	位置図	1/2,500
	敷地求積図、丈量図等(敷地が確認できる資料)	適宜
	建物求積図(建築物の場合。建築面積、延べ面積が確認できる資料)	適宜
	屋外広告物の図面	適宜
建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形状、寸法、材料及び構造を表示する。</li> <li>・意匠、色彩及び表示又は設置の方法・位置を表示する。</li> </ul>	
	かさ又はさくの図面	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ、構造が分かるもので、1面の部分的なものでよい。(全延長でなくてもよい。門柱、門の袖を造る場合はそれを含むものとする。)</li> <li>・かさ又はさくの位置は、建築物の配置図上に併せて表示する。</li> <li>・高さ、構造等が単一でない場合は、高さ、構造が異なる部分ごとの立面図とする。建築物の配置図上にも、その旨表示する。</li> </ul>	適宜
	配置図	1/100以上
	立面図(2面以上)	1/50以上 ※
	屋外広告物の形態又は意匠の変更の場合は、上記の「屋外広告物の図面」と同じ	適宜
	当該行為を行う土地の区域図	1/1,000以上
	施行方法を明らかにする図面	1/100以上
	建築物等の形態又は意匠の変更	
	木竹の伐採	